

第1期白河市子ども計画の策定について

1 子ども・子育て支援事業計画

(1) 概要

「子ども・子育て支援事業計画」は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法第61条で全市町村に策定が義務づけられている計画であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めた量の見込み（需要）を把握し、それに対応する確保方策（供給）を定めています。

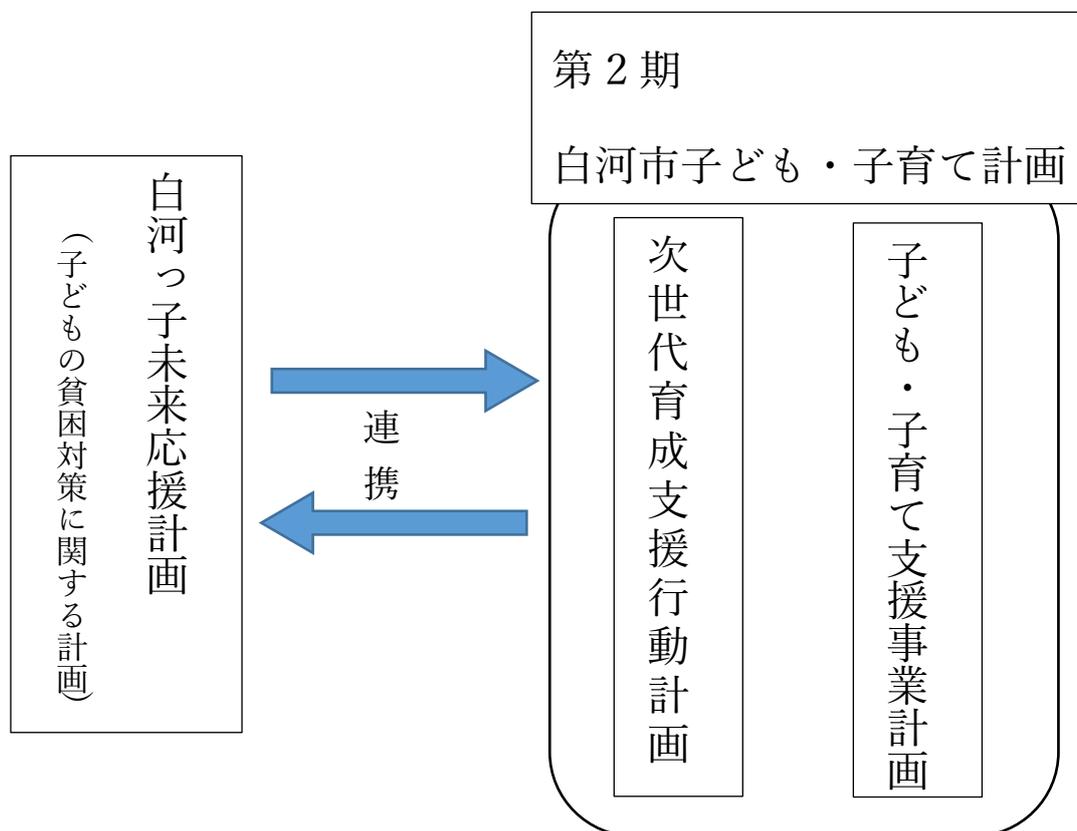
令和6年度は第2期計画期間の最終年度であり、次期計画(第3期)に向けて、令和6年2月にニーズ調査を実施し、今年度中に策定作業を行う予定となっています。

(2) 白河市における計画について

白河市では「第2期白河市子ども・子育て計画」を令和2年3月に策定いたしました。この計画は白河市における子ども・子育てに関する総合計画として、「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「行動計画」を含めた内容となっています。

さらに令和元年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、市町村においても計画をつくることが努力義務となりました。そのため同法第9条第2項に基づき令和3年3月に「白河っ子未来応援計画」を策定しました。

いずれの計画も「白河市子ども・子育て会議」委員の皆様からご意見をいただき、策定したところです。



2 こども計画

(1) 概要

令和4年6月に成立し、5年4月に施行された「こども基本法」第10条第2項により策定が努力義務となっているのが「こども計画」です。

また、市が策定する「こども計画」は、国が定める「こども大綱」の内容や県が策定する「こども計画」を勘案する必要があります。

(2) こども計画の内容

「こども計画」には、こども基本法第9条に規定する「こども大綱」を勘案し、下記の内容を盛り込む必要があります。

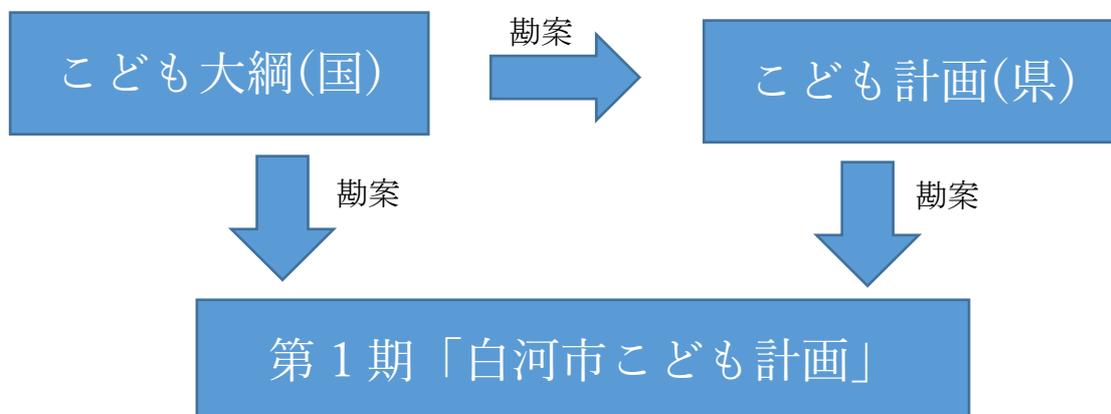
- こども施策に関する基本的な方針
- こども施策に関する重要事項
- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項の各号（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号）に掲げる事項

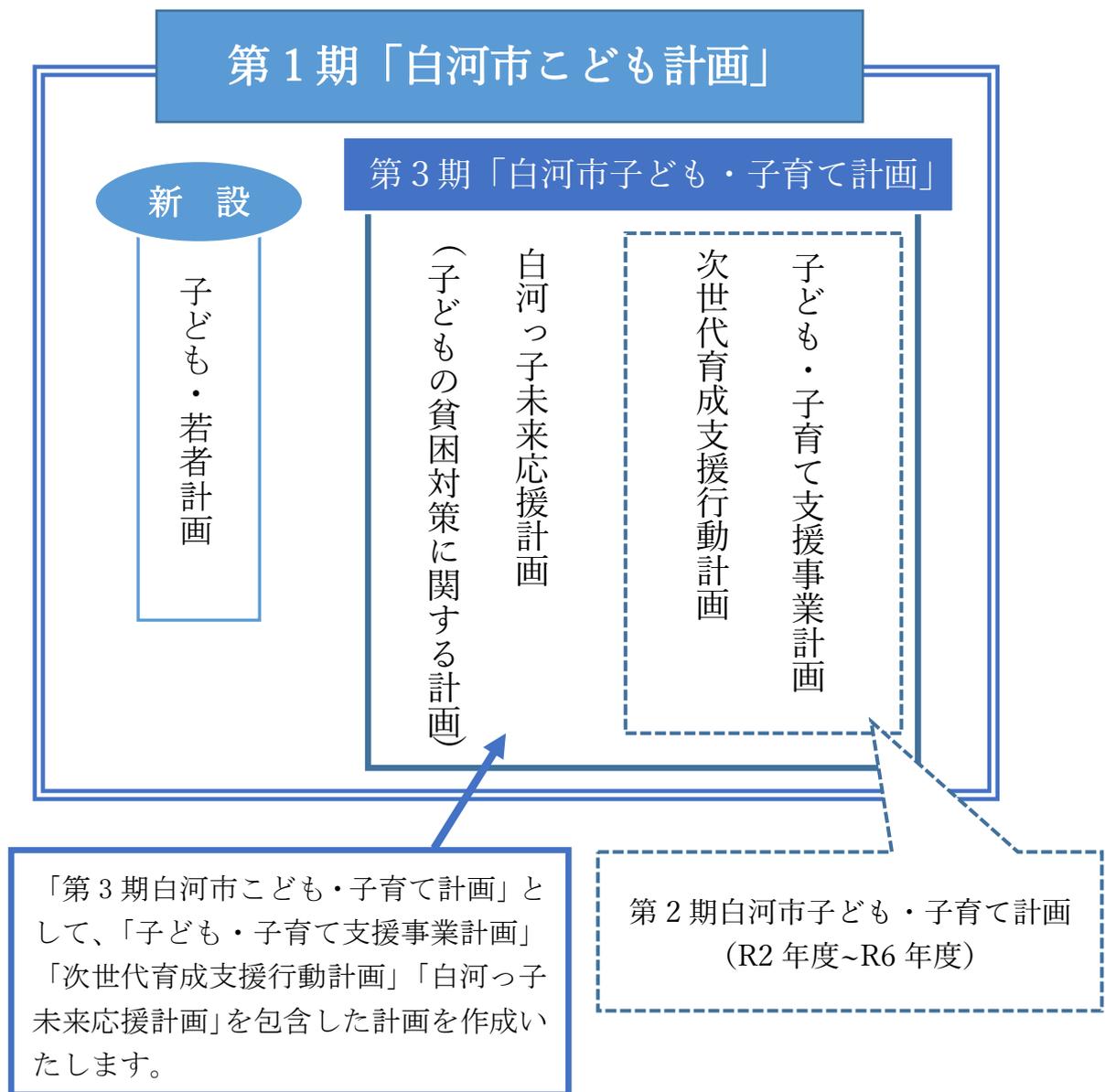
また、その他法令の規定により市が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体的に作成することが可能となっています。

3 市の方向性

市では次期「子ども・子育て支援事業計画」と策定が努力義務化されている「こども計画」を第1期「白河市こども計画」として一体的に策定いたします。

さらに「次世代育成支援行動計画」「白河っ子未来応援計画」「子ども・若者計画」の3つの計画を一体的に整備し、こども・若者に関する総合計画として策定していきます。





⇒「第3期子ども・子育て計画」と「子ども・若者計画（新設）」を一体として作成することで、整合性が保たれ、市民にとってわかりやすいものとなります。

4 これからの流れ

- 令和6年2月～3月 ニーズ調査(実施済み)
- 令和6年7月10日 白河市子ども・子育て会議(第1回・実施済み)
- 令和6年8月27日 白河市子ども・子育て会議(第2回)
- 令和6年10月ごろ 白河市子ども・子育て会議(第3回)
- 令和7年1月ごろ パブリックコメントの実施
- 令和7年2月ごろ 白河市子ども・子育て会議(第4回)